

第 4 期障害福祉計画と第 5 期障害福祉計画案の成果目標の変更点

※ 第 83 回社会保障審議会障害者部会（平成 29 年 1 月 6 日開催）資料から抜粋

	国の 4 期計画の基本指針の成果目標	県の 4 期計画の成果目標	県の 27 年度末等の実績	国の 5 期計画の目標案
施設入所者の地域生活への移行	平成 25 年度末時点の施設入所者の <u>12%以上</u> が地域生活移行	5,053 人のうち、 <u>11%</u> (535 人) が地域移行	<u>3%</u> (151 人) (86 人(平成26年度) 65 人(平成27年度))	平成 28 年度末時点の施設入所者の <u>9%以上</u> が地域生活移行
	平成 25 年度末時点の施設入所者数を <u>4%以上</u> 削減	5,053 人を <u>2%</u> (118 人) 削減	<u>2.6%</u> (133 人) の減	平成 28 年度末時点の施設入所者数を <u>2%以上</u> 削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	平成 28 年 6 月末時点から 3 か月時点までの退院率を <u>64%</u> にする	<u>64%</u>	<u>59%</u> (平成 24 年 6 月末時点から 3 か月時点の退院率)	<u>69%</u> (平成 32 年度の入院後 3 か月時点の退院率)
				<u>84%</u> (平成 32 年度の入院後 6 か月時点の退院率)
	平成 28 年 6 月末時点から 1 年時点の退院率を <u>91%</u> にする	<u>91%</u>	<u>90%</u> (平成 24 年 6 月末時点から 1 年時点の退院率)	<u>90%</u> (平成 32 年度の入院後 1 年時点の退院率)
	平成 24 年 6 月末時点で 1 年以上の入院者を <u>18%</u> 削減	6,751 人を <u>10%</u> (675 人) 削減	<u>0.04%</u> (3 人) の減 (平成 25 年 6 月末時点)	1 年以上の長期入院者数 (65 歳以上、65 歳未満)
			・全ての障害福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	
地域生活支援拠点等の整備	平成 29 年度末までに市町村または障害保健福祉圏域ごとにすくなくとも一つを整備する	県内 5 つの障害保健福祉圏域ごとに、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」や「福祉サービス等地域拠点事業所」の機能の活用とともに、連携を強化し、地域生活拠点等として整備	5 圏域以外、3 市が 28 年 9 月時点で整備済み、9 市町が 29 年度に整備予定	各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備する

	国の4期計画の基本指針の成果目標	県の4期計画の成果目標	県の27年度末等の実績	国の5期計画の目標案
福祉施設の利用者の一般就労への移行	平成29年度の一般就労へ移行する人を平成24年度の <u>2倍</u> にする	512人を <u>約2倍</u> (1,030人)にする	<u>1.98倍</u> (1,015人)	平成28年度の一般就労への移行実績の <u>1.5倍</u>
	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末時点から <u>6割増</u>	1,468人を <u>約7割増</u> (2,424人)	<u>約5割増</u> (2,191人)	平成28年度末における利用者数を <u>2割以上</u> 増加
	平成29年度に就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の <u>5割</u> にする	<u>5割</u>	<u>約3割</u> 144事業所のうち38事業所	就労移行率が3割以上の事業所を全体の <u>5割以上</u> にする
				就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。

障害児支援の提供体制の整備等

	国の4期計画の基本指針の成果目標	国の5期計画の目標案
障害児支援の提供体制の整備等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置(圏域での設置も可) ・ すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保 ・ 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける(市町村は圏域での設置も可)